

改正

平成19年4月1日

平成20年4月1日

平成29年4月1日

平成29年5月1日

平成31年4月1日

令和2年4月1日

岩国市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、浄化槽を設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、岩国市補助金等交付規則（平成18年規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽であって、次のアからウまでの全ての要件を備えるものをいう。

ア 法第4条第2項の構造基準に適合したものであること。

イ 生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が90パーセント以上であること。

ウ 浄化槽からの放流水のBODの日間平均値が1リットル当たり20ミリグラム以下であること。

(2) みなし浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独浄化槽をいう。

(3) 住宅 居住の用に供する建物（延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する兼用住宅を含む。）をいう。

(4) 離島 柱島、端島及び黒島をいう。

(5) 宅内配管工事 浄化槽への流入管（便所、台所、洗面所、風呂等からの排水）、ますの設置及び住宅の敷地内の放流管の設置に係る工事をいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助の対象となる事業は、市長が別に定める区域内において、住宅に処理対象人員10人以下の浄化槽を設置する事業（浄化槽設置に伴うみなし浄化槽の撤去及びみなし浄化槽から浄化槽への転換に伴う宅内配管工事を含む。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

(1) 法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者

(2) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られないもの

(3) 市長が定める期間内に浄化槽を設置することができない者

- (4) 賃貸又は販売の目的で浄化槽付住宅を建築（改築を含む。以下同じ。）する者
- (5) 市税を滞納している者
- (6) 公共事業の移転補償として、浄化槽の設置に係る補償を受ける者
- (7) 汚水処理の改善につながらない浄化槽を設置する者
- (8) 既設の浄化槽の更新を行う者
- (9) 大規模な住宅団地の開発により集団的に整備された個別住宅に造り付けとなる浄化槽を設置する者

3 前項の規定にかかわらず、災害に伴い必要となった家屋の建替えに伴う浄化槽の設置及び故障した浄化槽の更新その他市長が特に必要があると認めるときは、補助の対象となる事業とする。

（補助交付額）

第4条 補助金の交付額は、別表左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、みなし浄化槽を撤去し、新たに浄化槽を設置する者（みなし浄化槽が公共事業の移転補償の対象となる者を除く。）に対する補助金の交付額は、別表左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額に9万円を加算した額を限度とする。

3 第1項の規定にかかわらず、みなし浄化槽から浄化槽への転換に伴う宅内配管工事を行う者に対する補助金の交付額は、別表左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額に30万円を加算した額を限度とする。ただし、宅内配管工事が家屋の構造を変化させる増改築工事の一環として行われ、家屋の新築と同等とみなされる場合は、加算は行わないものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、離島において浄化槽を設置する者に対する補助金の交付額は、別表左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額に30万円を加算した額を限度とする。

5 第1項から前項までの補助金の額にそれぞれ1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、浄化槽設置整備事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し、又は建築確認済証及びし尿浄化槽調書の写し
- (2) 設置場所の位置図
- (3) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (4) 合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境衛生課浄化槽対策室長通知）に適合することを証する書類
- (5) 市税完納証明書又はそれにかわるもの
- (6) みなし浄化槽の配置図、配管図及び現況写真（みなし浄化槽を撤去する場合に限る。）
- (7) し尿及び生活雑排水の配管図、現況写真（みなし浄化槽から浄化槽への転換に

伴う宅内配管工事を行う場合に限る。)

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付決定)

第6条 市長は、交付申請があったときは、前条に規定する申請書等の審査を行い、適当と認める場合は、浄化槽設置整備事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知する。

2 市長は、前項の審査の結果適当でないと認めた場合は、補助金の不交付を決定し、浄化槽設置整備事業費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により通知する。
(実績報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業完了後1か月以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに浄化槽設置整備事業費補助金実績報告書(様式第4号)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し(補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあつては、自ら行うことができることを証明する書類)
- (2) 浄化槽法定検査依頼書の写し(法第7条第1項に規定する設置後等の水質検査(以下「7条検査」という。))及び初回分の法第11条第1項に規定する定期検査(以下「11条検査」という。))の手数料払込を証明する書類)
- (3) 浄化槽の設置工事が適正に行われたことが明らかとなる着工前、工事中の各工程及び完成後の写真
- (4) みなし浄化槽に係る処分状況の写真及び清掃費の請求書又は領収書の写し(みなし浄化槽を撤去する場合に限る。)
- (5) 宅内配管工事状況の写真(みなし浄化槽から浄化槽に転換する場合に限る。)
- (6) 船舶への積込み、船舶からの荷卸し及び運搬状況の写真(離島において浄化槽を設置する場合に限る。)
- (7) その他市長が必要と認める書類
(補助金の請求及び交付)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、浄化槽設置整備事業費補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書が提出されたときに補助金を交付する。
(工事の確認)

第9条 市長は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認するものとする。
(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月1日）

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

人槽区分	限度額
5人槽	332,000円
6～7人槽	414,000円
8～10人槽	548,000円